

2018年（平成30年）3月2日

| | | |
|----------------------|-----------|---|
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） | 福 井 照 元 | 殿 |
| 消費者庁長官 | 岡 村 和 美 | 殿 |
| 内閣府消費者委員会委員長 | 高 巖 | 殿 |
| 希望の党代表 | 玉 木 雄 一 郎 | 殿 |
| 公明党代表 | 山 口 那 津 男 | 殿 |
| 社会民主党代表 | 又 市 征 治 | 殿 |
| 自由党代表 | 小 沢 一 郎 | 殿 |
| 自由民主党本部代表 | 安 倍 晋 三 | 殿 |
| 日本維新の会代表 | 松 井 一 郎 | 殿 |
| 日本共産党中央委員会代表 | 志 位 和 夫 | 殿 |
| 民進党代表 | 大 塚 耕 平 | 殿 |
| 立憲民主党代表 | 枝 野 幸 男 | 殿 |

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘

消費者契約法の一部を改正する法律案にかかる意見

当機構は、消費者の権利確立を目指し、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年（平成21年）9月に設立され、2012年（平成24年）11月に内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受け、消費者に対する不当勧誘行為や不当契約条項の使用などにつき、事業者に対する申入れ及び差止請求訴訟の提起などの活動を行っている。

2018年（平成30年）3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、消費者契約法の改正案（以下、「本改正案」という。）が国会に提出された。本改正案は、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書（平成29年8月）〔以下、「専門調査会報告書」という。〕に基づいた内閣府消費者委員会の答申（府消委第198号平成29年8月8日）〔以下、「消費者委員会答申」

という。)を受けたものであり、当機構は、2017年(平成29年)9月11日、専門調査会報告書につき、「消費者契約法の見直しに関する意見」(<http://www.cso-fukuoka.net/news/wp-content/uploads/170911.pdf>)を明らかにし、消費者契約法の改正に対する考え方を示したところである。

本改正案は、いずれも消費者保護の施策を促進するうえにおける重要な課題についての改正を含むものであり、多発する消費者被害の防止及び救済を図るため、国会における速やかな審議及び可決に向けた取り組みがなされることを望むものである。

しかし、その一方において、本改正案には、消費者委員会答申の趣旨を十分に踏まえたものとはいえない点も見受けられ、当機構としては、今後の国会審議を通じ、次のとおり、所要の修正がなされることを求める。

1. 新たに規定される2つの困惑類型(本改正案第4条第3項第3号及び第4号)における要件としての「社会生活上の経験が乏しいこと」を削除又は修正すべきこと

本改正案は、消費者委員会答申及び専門調査報告書に従って、契約締結過程に関する規律における困惑類型として、消費者が抱いている不安(本改正案第4条第3項第3号)又は勧誘者に対する恋愛感情等(同項第4号)につけ込んだ勧誘を理由とする取消権を定めている。

これらの困惑類型は、消費者委員会答申の基礎となった内閣総理大臣の諮問(消制度第137号平成26年8月5日)において指摘されていたとおり、「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から」追加されるに至ったものであるが、本改正案には、消費者委員会答申及び専門調査会報告書には示されていなかった「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件が加えられている。しかし、この要件が付け加えられた結果、解釈上、靈感商法など高齢者に対するつけ込み型の勧誘がこの取消権の対象から除外される可能性が懸念され、消費者委員会答申の趣旨から大きく逸脱することになるものといわなければならない。

したがって、本改正案については、改正消費者契約法第4条第3項第3号及び第4号として示された規定につき、「社会生活上の経験が乏しいこと」との文言は削除されるべきであり、あるいは少なくとも「社会生活上の経験又は判断力が乏しいこと」との文言に修正されるべきである。

2. 消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害の額」につき、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者を生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合につき、「当該事業者を生ずべき平均的な損害の額」と推定するものとする規定を定めるべきである。

消費者委員会答申及び専門調査会報告書においては、消費者において「平均的な損害の額」及びこれを「超えること」を主張立証すべきものとする判例の立場(最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁)を前提として、消費者の立証困難性を緩和するため、「平均的な損害の額」について推定規定を定めるべきことが提案されていた。「平均的な損害の額」を算定す

るのに必要な帳簿などの資料が事業者の元にあることを考えるならば、「平均的な損害」にかかる主張立証責任を法律上事業者に転換することが、立証責任の公平な分配という観点からみて合理的であるが、同号の規定を実効化するためには、少なくとも「平均的な損害の額」について上記推定規定を導入することが不可欠である。

したがって、かかる推定規定を欠く本改正案は、消費者委員会答申の趣旨を大きく逸脱するものといわざるを得ず、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合につき、「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定するものとする規定を定めるべきである。

3. 合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型（消費者契約法第4条第3項）として、年齢又は障害などによる消費者の判断力の不足に乗じた勧誘行為を追加すべきである。

当機構は、2017年（平成29年）9月の前記意見書において、消費者契約法第4条第3項の規定する合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型として、年齢又は障害などによる消費者の判断力の不足に乗じた勧誘行為を追加すべきである旨を表明した。かかる困惑類型の追加については、専門調査会報告書には盛り込まれていなかったものの、消費者委員会答申において、あえて付言されることとなり、高齢者や若年者等の判断力不足に乗じたいわゆる「つけ込み型勧誘行為」に対する対応が喫緊の課題として認識されていることに疑いがない。

しかし、本改正案においては、かかるつけ込み型勧誘行為についての取消権は何ら定められておらず、高齢者や若年者の消費者被害の現状に照らすならば、その早急な立法化が求められていることから、かかるつけ込み型勧誘行為についての取消権を規定すべきである。

以上